

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	保健・疾病対策課	整理番号	4-4
処分の種類	精神科病院に対する入院者退院命令			
根拠法令条例等・条項	精神保健福祉第38条の3第4項			
処分の概要	精神医療審査会の審査結果通知に基づき、入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命ずる処分			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 ○精神保健福祉法第38条の3第4項及び同条の7第2項 (定期の報告等による審査) 第38条の3 第4項 都道府県知事は、第二項の規定により通知された精神医療審査会の審査の結果に基づき、その入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対しその者を退院させることを命じなければならない。</p>			
基準の制定根拠	—			